

平成31年度

適応指導教室「ふれあい広場」

運営計画



春 さくら



夏 はまなす

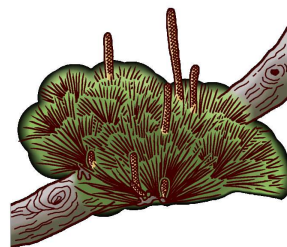


秋 ききょう



冬 さざんか

相馬市の花・木・鳥



木 くろまつ



鳥 うぐいす

相馬市教育研究実践センター

〒976-0041 福島県相馬市西山字表西山92-1

電話 0244-36-2119

0244-36-2114 (ふれあい広場専用)

FAX 0244-36-2118

目 次

1	開設の目的	1
2	対象児童生徒	1
3	入級要領	1
4	指導方針	1
5	指導内容	2
6	指導方法	2
7	指導体制	2
8	指導の具体的な事項	2
9	保護者との連携	4
10	学校との連携	5
11	他機関との連携	5
12	教育相談員及び事務担当	5
13	年間行事計画	6
14	入級に関すること（教師・保護者用）	7

適 応 指 導 教 室 運 営 計 画

1 開設の目的

不登校状態にある児童生徒に対し、学校外の施設により、個別のカウンセリングや小集団活動を通して、児童生徒の自主性社会性を高める指導を行い、学校生活への復帰を支援する。

そのため、個々の状況に応じた集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、不登校児童生徒が学校へ復帰できるよう指導支援する。

2 対象児童生徒

原則として、相馬市内小学校及び中学校に在籍する児童生徒で、心理的、情緒的、身体的等の要因で長期にわたって不登校の状態にあり、本人が入級を希望し、通級できる児童生徒を対象とする。

また、在籍校の校長が「適応指導教室」での支援が相当であると認めた児童生徒であること。

3 入級要領

- (1) 入級申込書（様式第1号）に記載し、学校長に提出する。
- (2) 通級を継続するときは、継続通級申込書（様式第7号）に記載し、学校長に提出する。
- (3) 通級は指導要録上出席扱いとすることができる。
- (4) 通級方法は自由であるが、公的な交通手段を利用する場合は学割が適用される。
- (5) 事故の場合は、学校加入の「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の対象となる。

4 指導方針

- (1) 入級まで（不登校の実態把握と入級指導）
 - ① 各校の不登校状況（または、その傾向にある者）の児童生徒の実態把握に努める。
 - ② 各校では、不登校対策委員会等で十分検討し、指導方針を立てて、全職員共通理解のもと不登校児童生徒の支援に努める。
 - ③ ②の結果、必要に応じて担任と相談員が一緒に訪問、または、来所相談することで、本人や家族の状況を把握する。
 - ④ 相談員は、訪問相談や電話相談で本人や家族に対してカウンセリングを行い、心理的、情緒的不安の除去に努める。
 - ⑤ その後、本人・家族の状況を観察しながら、適応指導教室の活動内容を紹介する。
 - ⑥ 本人に関する基礎的な資料の収集と整理をする。（支援の方針、経緯、変容等）
- (2) 入級後（適応指導教室での活動、指導、支援）
 - ① 当初は、一定の決まりを作りながら、本人の興味ある活動を中心に、定時通級の指導やリズムの改善など生活指導を中心に行う。
 - ② 生活指導や小集団指導を通して、自主性や社会性を育てる。
 - ③ 相談に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童生徒の自立を支援する立場から実施する。
 - ④ 学習指導に関しては、在籍校とも連絡を取り、適応指導教室及び児童生徒の実情に応じて実施する。

- ⑤ 体力・運動能力向上のために、運動・遊戯・作業等を行い、活気づける。
- ⑥ 家庭や学校との連絡を密にし、援助活動をしながら本人の心を癒し元気づける。

5 指導内容

- (1) 児童生徒と親と相談員の間に、信頼関係を築くことから始める。
- (2) 基本的な生活習慣を身につけ、生活リズムを改善するように指導援助する。
- (3) 自由活動（交流、読書、創作活動）等を通して、自立性や社会性を育てる。
- (4) 小集団活動（グループ活動、自然・社会体験、実習等）を通して、人間関係を育てる。
- (5) 心の教育、カウンセリングを定期的に行う。
- (6) 家庭や学校、関係機関と連携を図りながら、本人・家族のきめ細かな支援を行う。

6 指導方法

- (1) 教室における児童生徒は、定められた日課・時間割によって自主的に活動させる。
- (2) 教科学習の教科の選択は自由とするが、児童生徒自身が立てた計画に沿って学習するよう指導する。
- (3) 5の(3)、(4)は、児童生徒全員で協力して行う。
- (4) 通級時刻に遅れないようにする。やむなく遅れる場合や欠席する場合は、必ずその理由を連絡させる。(本人、保護者)
- (5) 在宅する不登校児童生徒は、当該学校または民生主任児童員と連絡を取りながら、訪問相談・支援を行う。

7 指導体制

(1) 指導者

- ・教育相談員 3名（市からの委嘱 非常勤職員）

(2) 適応指導教室の名称及び所在地

- ・ふれあい広場（教育研究実践センター：〒976-0041 相馬市西山字表西山92-1）
TEL：0244-36-2114，2119 FAX：0244-36-2118

(3) 入級期間及び日時

- ① 入級期間 4月から翌年3月までの1年間とする。
- ② 開設日時
 - ・月曜日から金曜日まで
 - ・原則として9時から12時。ただし、午後まで活動を実施する場合は、その都度事前に連絡する。
 - ・児童生徒が午後の自主活動をする場合は、支障のない限り学習室が利用できる。
 - ・夏休み、冬休みなどの長期休業日、祝日は休みとする。

(4) 適応指導教室設置場所及び体験活動の場所

- ① ふれあい広場 ----- 教育研究実践センター内 学習室
- ② 市社会教育関連施設 ----- 図書館、体育館、プール、パークゴルフ場
- ③ その他 ----- 行事等の場所は、話し合いで選定する。

8 指導の具体的な事項

- (1) 日課時間割（生活プログラム）について（通級生の実態に応じ変更可とする）

① 登室時刻	9:00
② 出席確認（健康観察、起床時刻）	9:00～ 9:15
③ I校時 「課題学習、自主学习」 教育相談	9:15～10:05
④ 休息・自由活動	10:05～10:35
⑤ II校時 「課題学習、自主学习」	10:35～11:25
⑥ 休息・自由活動	11:25～11:35
⑦ III校時	11:35～11:50
⑧ 連絡・整理整頓	11:50～12:00
⑨ 退室時刻	12:00

(2) 指導内容及び方法について

- | | | |
|------------|-------|------------------------|
| ① 基本的な生活習慣 | ----- | 挨拶、整理整頓、言葉づかい、就寝、起床等 |
| ② 学習活動 | ----- | 自主学习、課題学習、読書、図書館活動等 |
| ③ 創作活動 | ----- | 工作、絵画、切り絵、イラスト等 |
| ④ スポーツ活動 | ----- | 卓球、バドミントン、ニュースポーツ等 |
| ⑤ 作業活動 | ----- | 花壇整備、清掃等 |
| ⑥ ゲーム活動 | ----- | オセロ、トランプ、囲碁、将棋等 |
| ⑦ 体験活動 | ----- | 自然教室、施設見学、調理実習、パークゴルフ等 |

※上記の活動については、児童生徒の実態に応じて弾力的に取り扱う。

※行事等は原則的に木曜日とする。

活動項目	内 容	生活	自主	対人	耐性	学力	長所
基本的な生活習慣	挨拶 整理整頓 就寝起床	◎	◎	◎			
学 習 活 動	自主学习 課題学習 読書	◎	◎			◎	
創 作 活 動	工芸 版画 切り絵等		◎			◎	◎
ス ポ ー ツ 活 動	卓球 バドミントン パークゴルフ等		◎	◎			◎
作 業 活 動	清掃 環境美化等	◎	◎		◎		
ゲ ー ム 活 動	オセロ トランプ 将棋等		◎	◎			◎
体 験 活 動	自然教室 見学 調理等		◎	◎	◎	◎	

《課題学習》

- ① プリント等により指示したものを学習する。
- ② 発表の機会を多くした学習を実施し、自信を持たせる。
- ③ 学年等、関係ない学習内容を選定し反復させ、定着させる。

《自主学习》

- ① 学習する教科の選択は自分で決める。
- ② 学習は個人に行い、各自の進度に応じて指導する。
- ③ 常に個人の努力を認め、褒め、励まし、意欲付けをする。

《自由活動》

- ① ゲーム、その他の娯楽的な活動、読書など、各自、自由な活動を行う。
- ② 手芸、パズル等の製作的な活動
- ③ 「おしゃべりタイム」を設け、話し合う機会を多くする。

《体験活動》

- ① 野外観察、社会探訪、遠足、調理実習、パークゴルフ等を実施し、見聞の幅を広げる。

- ② 全員で話し合いをし、目的、内容、方法を検討する。
- ③ 児童生徒の健康状態に十分配慮し、安全対策を講じて実施する。

《その他の活動》

- ① 整理整頓は、その都度行う。
 - ② 清掃は、指導者の指示する時間に全員で行う。
 - ③ 退室時間後教室に残る場合は、時間を決め、断ってから残る。
- (3) カウンセリング等による個別指導
- ① 児童生徒の観察を通して、その都度行う。
 - ② 児童生徒からの申し出によって行う場合は、①によらずその都度行う。
 - ③ 話し合った内容は、秘密厳守を原則とする。ただし、必要が生じた場合には、相手の許可を得て関係者に伝えることもある。

9 保護者との連携

- (1) 入級時に教育相談員と親子の面談を行い、支援の参考にする。
- (2) 随時、送迎の際に保護者と生活の様子などについて情報交換を行う。
- (3) 親子別席、親子同席の相談を必要に応じて実施する。
- (4) 保護者、校長、担任、関係者の参観を受け、懇談を行う場合もある。
- (5) 実習、教材、行事等に関わる経費は、実費を自己負担とする。
- (6) 行事等で保護者の協力を得ることもある。

「ふれあい広場」保護者会 (実態に応じて)

1 目的

- (1) 保護者が集い、和やかに話し合い互いに親睦を図る。
- (2) 互いの悩みを語り合い、わかり合うことで心の負担の軽減を図る。
- (3) 保護者同士のつきあいの中で理解し合い、励まし合い、今後の生活の指針が持てるようにする。
- (4) 「ふれあい広場」に対する意見、要望等について話し合い、また、行事に積極的に参加することにより、他の児童生徒や教育相談員との交流を図り、よりより広場のあり方を模索する。

2 組織

- (1) 参加者は、入級児童生徒の保護者を原則とする。
- (2) 会の組織などは特に設けず、会の進め方については、その都度話し合いで決める。

3 運営

- (1) 行事の後に保護者会を設定する。必要に応じて会員の話し合いにより、随時開くこともある。
- (2) 他の施設での活動や互いの情報を交換し、児童生徒の対応への一助とする。

4 場所

- (1) 学習室（教育研究実践センター）及び行事の開催地等

5 連絡

- (1) 行事の連絡は主としてプリント等による。

個 別 懇 談

学期末に、個別懇談を行い、広場や家庭の様子、学校との関係等を話し合い、学校復帰ができるような手がかりを探る。必要に応じて、児童生徒も含めた三者懇談を行う。

10 学校との連携

- (1) 不登校児童生徒の態様に応じ、その支援のため、在籍校との緊密な連携を行う。特に、入級に際しては、資料を基に、以後の連携の在り方を含め担任と十分に話し合う。
(定期的な連絡、支援の進め方に関するコーディネート等の専門的な指導)
- (2) 児童生徒の実情の的確な見極め（アセスメント）に沿った個々の回復状況を把握し、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめて在籍校にその状況等を連絡する。
- (3) 不登校児童生徒の学校復帰後については、必要に応じて在籍校との連携を図り、継続的に支援を行う。
- (4) 不登校に関し、学校に対する専門的な指導・助言・啓発を行う。

11 他機関との連携

- (1) 県適応指導教室連絡協議会＜夏季・秋季＞（年2回）
- (2) 市生徒指導推進会議（年2回）：相馬市教育委員会
(生徒指導主事等、教育相談員)
- (3) 教育支援相談員等関係者会議（年3回）：相馬市教育委員会
(学校支援相談員、フォローアップチーム、SSW、教育相談員)
- (4) 「ひきこもり児童生徒」の支援（随時）
(児童委員、民生主任児童委員、教育相談員)
- (5) 社会教育施設などの教育機関、児童相談所、警察、病院等

12 教育相談員及び事務担当

○ 飯 塚 宏 ○ 星 洋 子 ○ 阿 部 洋 子

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| ① 関係機関との連携、入級指導 | (飯塚) |
| ② 教育相談〈訪問相談(学校・家庭)〉
〈来所・電話相談〉 | (星、飯塚、阿部) |
| ③ 通級指導〈学習・生活〉
〈行事・諸活動〉 | (星、飯塚、阿部) |
| ④ 出欠状況報告(在籍校) | (阿部) |
| ⑤ 保護者会 | (星) |

平成31年度 ふれあい広場 年間行事計画

月	日	曜日	行 事 ・ 活 動
4	8 9	月 火	入学式・始業式 第一学期 開室 自然探索と史跡めぐり (中村城址周辺)
5			パークゴルフ (光陽パークゴルフ場)
6			調理実習 I
7	18 19	木 金	市外見学 I 第一学期 閉室 第一学期 終業式 保護者との個別懇談
8	22 23	木 金	第二学期 始業式 第二学期 開室
9			市内施設見学
10			鹿狼山登山
11			市外見学 II
12	20 23	金 月	調理実習 第二学期 閉室 第二学期 終業式 保護者との個別懇談
1	8 9	水 木	第三学期 始業式 第三学期 開室 音楽体験活動
2			スポーツ活動 (スポーツアリーナそうま)
3	13 19 23	金 木 月	お別れ会 中学校卒業式 第三学期 閉室 第三学期 終業式 保護者との個別懇談

※諸行事については、参加者等により変更することもあります。

入級に関すること

1 学校（教師）用

- (1) 原則として、相馬市内の小・中学校に在籍している児童生徒とする。
- (2) 心理的要因により、学校生活に不適応を起こし、不登校になっている児童生徒とする。
- (3) 不登校状態が長期間にわたっているか、長期間となると思われる児童生徒とする。
- (4) 本人自身が適応指導教室「ふれあい広場」を希望し、通級できる児童生徒とする。
- (5) その他
 - ① 在籍校の担任及び校長の意見等を重視し、親子相談を通して子ども本人の意思を確認する。
 - ② 家庭に引きこもっていて、担任や関係者が会えない状況になる場合は、必要に応じて学校・担任・関係機関と連携しながら家庭訪問する場合もある。

2 保護者用

- (1) 在籍する学校（担任）に申し出て、十分に話し合い、校長を通して教育委員会に入級を申し込みます。
 - ※「入級申込書」（様式第1号、保護者記載）を提出
 - ※短期間、仮入級して様子を見ることもできます。
- (2) 直接「ふれあい広場」にきて、広場の活動内容や手続きの仕方の説明を受けることもできます。
- (3) 入級期間は、4月から翌年3月までの1年間としますが、学校復帰への改善が見られない場合は、本人・保護者・学校・相談員の話し合いで、期間を延長することができます。
- (4) 通級生の広場での活動様子や出席状況は、月末に学校にお知らせします。
- (5) 学期1回は、保護者との個別懇談会を行い、広場での生活の様子や家庭での様子について話し合いをします。（随時、見学・参観や相談に応じます。）